

平成30年4月 京都市の小中一貫教育が新たなステージに！

～京都市立義務教育学校6校が誕生します～

京都市では、平成23年度から全ての中学校区に「小中一貫教育」を導入し、子どもの学びと育ちを義務教育9年間の連続性のもとでとらえ直し、それぞれの学校や校区の状況に応じた計画的・系統的な教育活動を行っています。

こうした、本市をはじめとする全国の学校現場の実践の高まりを受けて、学校教育法が改正され、平成28年4月からは、一人の学校長のもとで小学校と中学校の機能を併せもつ「一つの学校」として、小中一貫教育を進める新たな学校（法令上「義務教育学校」といいます）が位置づけられました。（平成29年度現在、全国で48校設置済）。

本市では、学校長が一人であるなどこれまでから実質的に義務教育学校の条件を備えていた下表の小学校・中学校を、平成30年4月、義務教育学校へ移行します。これらの学校では、これまでの小中一貫教育の実践をベースに、「子どもたちの9年間の学びと育ち」の充実に向けて取組を推進し、その成果を発信してまいりますので、今後とも皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

新しい学校名	移行前の学校名
凌風小中学校	凌風小学校・凌風中学校
大原小中学校	大原小学校・大原中学校
花背小中学校	花背小学校・花背中学校
開晴小中学校	開晴小学校・開晴中学校
東山泉小中学校	東山泉小学校・東山泉中学校
宕陰小中学校	宕陰小学校・宕陰中学校

※学校種は「義務教育学校」ですが、京都市では学校の名称を「〇〇小中学校」で統一します。また、凌風学園、京都大原学院、東山開晴館など、学校が従来から使用し皆様に親しまれてきた通称名は、学校の判断により今後も使用していきます。
※平成31年度には、向島秀蓮小中学校（向島南小学校・向島二の丸小学校・向島中学校を統合）を義務教育学校として開校予定です。

義務教育9年間のイメージ



義務教育学校とは…

法令上の名称	義務教育学校
修業年限	9年 (前期課程6年(小学校に相当)と後期課程3年(中学校に相当)に区分) ※5-4制や4-3-2制など柔軟な学年区切りを設けている学校もあります。
子どもたちの学びに向けた取組	文部科学省が定めた、小・中学校で標準的に教えるべき指導内容(「学習指導要領」といいます。)を踏まえたうえで、9年間を見通した観点から教育目標をたて、その目標に向けて、発達段階に応じた柔軟な学習内容を組み立てます。 ※小学校1年生から外国語活動を行っている学校もあります。
組 織	<ul style="list-style-type: none"> 一人の校長 一つの教職員組織

義務教育学校制度に関するQ&A

Q1	義務教育学校になると、学校生活は変わりますか？	
A1	基本的な学校生活に変わりはありません。	それぞれの学校でこれまで取り組まれてきた小中一貫教育をベースに、教職員全員で情報共有を図りながら、9年間の子どもの学びと育ちを支えていきます。
Q2	他の小学校・中学校への転出、他の小学校・中学校からの転入は可能ですか？	
A2	可能です。	義務教育学校では、他の小・中学校と同じ教科書を使用します(京都市では、京都市が定めている標準的な小・中学校の指導計画を土台に授業を行います)。転出・転入する子どもに対し、他校の学習内容との間で不足する内容が生じないように配慮したうえで、転出する子どもに対しては転校先の学校でも丁寧なフォローを行います。
Q3	入学、卒業の考え方はどうなりますか？学年区切りの考え方は？	
A3	第1学年に入学、第9学年を卒業ととらえます。	第6学年末を小学校に相当する前期課程の修了とし、第7学年から中学校に相当する後期課程を開始します。それぞれの学校が、学校や校区の状況に応じた小中一貫教育を進めるうえで、5-4制や4-3-2制など柔軟な学年区切りを設けたり、こうした学年区切りで気持ちを新たにしている行事等を行うことも検討します。

この6校を含めた本市の全ての中学校区で、小中9年間での着実な学力向上やいわゆる「中1ギャップ」の解消に向けて、今後も小中一貫教育を一層充実していきます。(各中学校区での取組は、各校のホームページ等を御覧ください。)

京都市教育委員会(学校指導課小中一貫教育・学校運営企画担当 TEL075-222-3801)

[平成30年1月発行]